

★第29回生存権裁判終了**「大阪地裁での歴史的勝訴判決に続き、和歌山でも勝利を」**

3月19日に第29回生存権裁判が行われ、裁判傍聴後に弁護士会館で集会が行われました。支援する会の金川会長は冒頭、「先日出された大阪地裁での歴史的勝訴判決が、支援する側への大きな力づけになっている。この判決に続いて和歌山でも勝訴を勝ち取ろう。」と挨拶されました。大阪地裁での判決に関しては芝野弁護士も、「腰の据わった裁判官がしっかり判断してくれた。」と評価しました。

その後戸村弁護士から、大阪地裁での判決骨子について説明され、「デフレ調整における物価下落率の計算方法に問題があり、国独自の指数を使用し、また年度の取り方も物価が下がった年の数値を使用し為、おかしい事になっている。これでは生活保護実態を正確に反映したものとは言えない。国の裁量を認めるとしても、専門的なチェックが必要。」と訴えました。

その後、原告側数人から発言があり、「物価の下落率の計算は、家電の大幅値下げが行われた年の数値が使われているが、我々はその安くなったテレビすら買えず、100円の時計を使っていた。」
「冷え性で身体を温めないといけないが、浴槽にお湯を溜めたとしたら、その分食費を節約しないといけない。」といったお話がありました。

原告側のお1人からは、「扶養照会が必要なくなった事は、心が少し楽になった。」とのお話があり、大阪地裁での判決も含め、我々の運動が少しずつではありますが、前進しているという事を皆で共有しました。

3月29日には、札幌地裁で判決が、5月には福岡で判決が出ます。全国での動きを勢いに変えて和歌山でも運動を進め、必ず勝利を勝ち取りましょう。

次 回 : 第30回裁判傍聴は、21年6月4日(金) 11:00~です。

裁判終了後は「和歌山弁護士会館」で報告集会を行います。

年金天引き日宣伝活動のご案内

- 日時 4月15日(木) 12時15分~13時
- 場所 JR和歌山駅前・近鉄前
- 「75歳以上の医療費窓口負担の2割化反対」「年金下げるな」の署名活動